

第4号様式(第12条関係)

(用紙の大きさは、縦60ミリメートル、横85ミリメートルとする。)

(イ) 法第19条の2第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による証票の場合

(表面)

第 号
令和 年 月 日交付
漁港及び漁場の整備等に関する法律第19条の2第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による証票
写 真
職 名
氏 名
生年月日

(裏面)

漁港及び漁場の整備等に関する法律(抄)
第19条の2 地方公共団体又は国は、第17条第1項又は前条第1項の規定により特定漁港漁場整備事業を施行しようとする場合において、特定漁港漁場整備事業計画を定めるために必要があるときは、5日前にその所有者又は占有者に通知して、他人の土地又は水面に立ち入り、測量又は検査をすることができる。
2 前項の規定による立入りをする者は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。
3 (略)
4 前3項の規定は、第17条第10項又は前条第4項の規定による特定漁港漁場整備事業計画の変更をしようとする場合について準用する。

(ロ) 法第19条の3第3項において準用する法第19条の2第2項(法第19条の3第6項において準用する法第19条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定による証票の場合

(表面)

第 号
令和 年 月 日交付
漁港及び漁場の整備等に関する法律第19条の3第3項において準用する同法第19条の2第2項(同法第19条の3第6項において準用する同法第19条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定による証票
写 真

職 名
氏 名
生年月日

(裏面)

漁港及び漁場の整備等に関する法律(抄)

第19条の2 地方公共団体又は国は、第17条第1項又は前条第1項の規定により特定漁港漁場整備事業を施行しようとする場合において、特定漁港漁場整備事業計画を定めるために必要があるときは、5日前にその所有者又は占有者に通知して、他人の土地又は水面に立ち入り、測量又は検査をすることができる。

2 前項の規定による立ち入りをする者は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

3 (略)

4 前3項の規定は、第17条第10項又は前条第4項の規定による特定漁港漁場整備事業計画の変更をしようとする場合について準用する。

第19条の3 (略)

2 (略)

3 第1項の規定による特定漁港漁場整備事業計画の作成については、第17条第2項から第5項まで及び前条第1項から第3項までの規定を準用する。(後段略)

4・5 (略)

6 前項の規定による特定漁港漁場整備事業計画の変更(軽微な変更を除く。)については、第17条第3項から第5項まで及び前条第4項の規定を準用する。(ただし書略)

7～10 (略)

(ハ) 法第24条第2項の規定による証票の場合

(表面)

第 号

令和 年 月 日交付

漁港及び漁場の整備等に関する法律第24条第2項の規定による証票

写 真

職 名
氏 名
生年月日

(裏面)

漁港及び漁場の整備等に関する法律(抄)

第24条 特定漁港漁場整備事業の施行者は、特定漁港漁場整備事業の施行のために必要がある場合には、5日前にその所有者又は占有者に通知して、他人の土地若しくは水面に立ち入り、又はこれらを一時材料置場として使用することができる。この場合において、水産業協同組合の施行に係るときには、立ち入り、若しくは使用すべき土地若しくは水面の区域又は使用の期間を定めて、あらかじめ、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定による立ち入りをする者は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。
- 3 (略)

(二) 法第36条第1項において準用する法第24条第2項の規定による証票の場合
(表面)

第 号

令和 年 月 日交付

漁港及び漁場の整備等に関する法律第36条第1項において準用する同法第24条第2項の規定による証票

写 真

職 名
氏 名
生年月日

(裏面)

漁港及び漁場の整備等に関する法律(抄)

第24条 特定漁港漁場整備事業の施行者は、特定漁港漁場整備事業の施行のために必要がある場合には、5日前にその所有者又は占有者に通知して、他人の土地若しくは水面に立ち入り、又はこれらを一時材料置場として使用することができる。この場合において、水産業協同組合の施行に係るときには、立ち入り、若しくは使用すべき土地若しくは水面の区域又は使用の期間を定めて、あらかじめ、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定による立ち入りをする者は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。
- 3 (略)

第36条 第24条の規定は、漁港の維持管理のために必要がある場合に準用する。

2・3 (略)

(ホ) 法第67条第3項の規定による証票の場合
(表面)

第 号
令和 年 月 日交付
漁港及び漁場の整備等に関する法律第67条第3項の規定による証票
<div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">写 真</div>
職 名
氏 名
生年月日

(裏面)

漁港及び漁場の整備等に関する法律(抄)
第67条 市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣は、第6条の規定により漁港の区域を定め、又はこれを変更するために必要があると認める場合には、漁港関係者若しくはその組織する団体に対し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は5日前にその所有者若しくは占有者に通知して、他人の土地若しくは水面に立ち入り、測量若しくは検査をすることができる。
2 農林水産大臣は、必要があると認める場合には、漁港管理者に対し、その職務の執行に関して必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、事業場、事務所その他の場所に立ち入り、質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
3 前2項の規定による立ち入り、測量、検査又は質問をする者は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。
4 (略)
第72条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。
一～三 (略)
四 第67条第2項の規定による職員の立ち入り、測量又は検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令(抄)
第29条 次に掲げる農林水産大臣の権限に属する事務は、法第69条の規定により都道府県知事(第1号に掲げる事務のうち、第1種漁港(その所在地が一の市町村の区域内にあり、かつ、その漁港管理者が当該市町村であるものに限る。)に係るものについては、市町村長)が行うこととする。
一～四 (略)
五 第1種漁港及び第2種漁港(それぞれ、その所在地が二以上の都道府県にわたるものを除く。)についての法第67条第2項の規定による報告若しくは資料の提出の要求、立ち入り、質問又は検査(当該漁港の漁港管理者が都道府県である場合を除く。)
2～4 (略)